

# 大阪大学漕艇部部員規則

2010年制定  
2015年7月10日改訂  
2019年12月16日改訂

## 1. 基本事項

- ・漕艇部活動は関わる全ての人によって支えられている事を理解し感謝する。
- ・地域に誇れる活動を行う。
- ・報告、連絡、相談の徹底。
- ・目標を持って行動する。
- ・時間厳守。
- ・整理整頓。
- ・社会的に成長するよう努める。
- ・誇り高く自律した活動の追及。
- ・飽くなき勝利への信念。

## 2. 日常五心

- ・ありがとう、という感謝の心。
- ・ごめんなさい、という謝罪の心。
- ・はい、という素直な心。
- ・おかげさま、という謙虚の心。
- ・わたしから、という奉仕の心。

## 3. 生活、常識の規則

- ・明るく元気に挨拶する。
- ・来訪者に対して出迎え、もてなし、見送りを徹底する。
- ・来訪者には専用スリッパを用意する。
- ・合宿所に感謝の心を忘れずしかし存分に使用する。
- ・不足品はすぐに補充する。係りへ積極的に告げる。
- ・汚損は積極的に修理、清掃する。
- ・艇庫、合宿所は平日晩に簡易清掃、週末に定期清掃を行う。
- ・一時使用した物品は全て元の場所に戻す。
- ・部の共有物を無断に持ち出さない。
- ・個人物は個人に割り当てられた場所に置く。
- ・食堂は食事、ミーティング、勉強をする者を優先する。
- ・2階各部屋は睡眠や心身ケアをする者を優先する。
- ・2階に飲食物を持ち込まない。ペットボトル入りの純水は許可する。
- ・近所の迷惑にならないように20時~7時は音楽を鳴らしてはいけない。

- ・ 21 時以降は近所の迷惑にならないように静粛にし、窓とシャッターを全て閉めて音が漏れないようにする。ただし消灯以降は換気のため開けても良い。
- ・ 2 階消灯時間は 22 時とする。
- ・ 電気、水道、ガスの節約に努める。
- ・ 生活空間の清潔を保つ。
- ・ 戸締りは全員で責任を持つ。
- ・ 自動車・自動二輪・モーターボートの無免許運転を行わない。

#### 4. 地域に関する事項

- ・ 大阪大学漕艇部は八雲地区自治体の一員である。
- ・ 自治会費はその定められる額を定期的に支払う。
- ・ 自治会の方々、艇庫を通るの方々には挨拶する。
- ・ 毎月第 3 日曜日は朝 8 時より地域清掃を一斉に行う。
- ・ 地域活動に積極的に参加する。
- ・ 一般の方の使用を優先し、通行の妨げとなってはならない。
- ・ 公園の利用は半分以内の面積に収め、長時間にわたる利用は控える。
- ・ 土日には河川敷や船台付近などを、一般の利用者に十分配慮した上で使用する。
- ・ 公園使用について、重大な問題が発生した場合は一両日以内に自治会に報告する。

#### 5. 練習に関する事項

- ・ 艇庫は練習する場所である。
- ・ 艇やオールを含むすべての練習器具は大切に扱い使用後は所定の場所に戻す。
- ・ 艇・オール・船外機・モーターの船体を艇庫から運び出す際は一般の方の通行を優先する。
- ・ 自転車や歩行者に対して常に注意を払い、必ず堤防に監視を付け、危険を感じたら警笛で警告する。
- ・ 破損した場合は直ちに申し出、当人が責任をもって元の状態に復旧する。
- ・ 艇庫内の私物は、練習時間後速やかに回収する。
- ・ ウォーミングアップジョグ、ランニングは堤防上、河川敷で行う。
- ・ 安全規則に従って乗艇を行う。
- ・ 乗艇後は必ず艇清掃を行う。
- ・ 安全規則、安全マニュアルに則り、十分な意識をもって練習に取り組む。
- ・ モーターの船体を河川上置くときは確実に係留する。
- ・ モーターの船体は毎日の使用後必ず艇庫まで運びこむ。

## 6. 飲酒に関する事項

- ・未成年者の飲酒は禁じる。
- ・成人も節度を持って危険な飲み方、過度の摂取をしない。
- ・飲酒を強要しない。
- ・泥酔状態の人間を放置しない。
- ・明らかに危険な状態である場合、救急車を呼ぶこと。判断が困難な場合、指導者、上級生に判断を仰ぐ。
- ・緊急時には緊急時連絡網に従って連絡を行う。
- ・酒気帯びで練習および自転車・自動二輪・自動車・モーターボートの運転は禁じる。

## 7. 主将、主務について

- ・原則として、主将、主務は最上回生の総意に基づいて決められ、部長、監督の承認を必要とする。
- ・次期主将、主務を決める時期については、納会の1ヶ月前までには決めることが望ましく、確実に前任者から引き継ぎを行うこと。
- ・主将は、部員全員の責任を負う立場にあることを確りと理解し、チームを一つにまとめて、目標を達成するために人一倍努力する。更に、確りと部員全員が意見を出せるように努める。
- ・主務は、試合運営の手続き、試合のエントリーの手続き、艇移動の際におけるすべての管理、遠征のときに持っていく物品(マネジメントに必要なもの)の全責任を負う。

## 8. 安全対策委員長について

- ・原則最上級生から選抜する。
- ・着衣水泳会、救命講習会、航路勉強会、出艇表の管理を実施する。
- ・練習中に事故が起きた場合は監督、コーチに速やかに連絡する。
- ・事故当事者にアクシデントあるいはインシデントレポートを提出させ、再発防止を徹底する。

## 9. 入部、退部、休部に関する事

- ・入部を希望する者は、主将／主務宛に入部届を提出する。
- ・退部を希望する者は、主将／主務宛に退部届を提出し、主将および主務から承認を受ける。
- ・休部を希望する者は、主将および主務宛に休部届を提出し、主将および主務から承認を得る。この際に、休部届に予定休部期間と休部理由を記入する。
- ・原則1ヶ月以上の部活動中断については休部届を提出しなければならない。

なお、1ヶ月未満の休部の際は、主将および主務の承認を得た場合に、休部届は必要としない。

#### 10. 選手、マネージャーに関する事項

- ・選手は勝利を目指し、毎朝の練習に参加する。授業や試験で練習できない場合は、空き時間に代替練習を行うように努める。
- ・マネージャーは、基本業務を週1度以上行う。なお、基本業務とはエッセン作り、および練習の補助とする。
- ・新人を除き、インカレ後、納会までに次年度選手を継続するか、否かを決め、次年度のインカレ終了まで継続すること。
- ・部会（全体ミーティング）は原則として、毎週土曜日に行うものとする。議長は主将であるが、主将が認めた場合に限り代理の者を立てることができる。なお、目的は全員での情報の共有や連絡事項の確認であるが、必要に応じて主将の判断で変えても良い。
- ・マネージャーミーティングは原則として、毎週土曜日に行うものとする。議長は主務であるが、主務が認めた場合に限り代理の者を立てることができる。目的は情報の共有と連絡事項であるが、必要に応じて主務の判断で変えても良い。

#### 11. 幹部およびその他の役職に関する事項

- ・幹部とは主将、女子選手リーダー、主務、副将、副務とする。
- ・幹部は幹部会を随時開催し、部活動運営にあたっての意見交換や意思決定を行う。
- ・その他の役職として、会計、広報、後援会、出版、学連、未来基金、エッセン、トレーナーを定め、この役職は主務の統括のもとに存在する。
- ・幹部およびその他の役割担当者の任期は、原則として先シーズンの納会後から当該シーズンの納会までとする。ただし、新幹部への引き継ぎが完了していない場合は、完了するまでは旧幹部が任務を継続する。なお、任期途中で、やむなく任務を遂行できなくなった場合は、主将または主務が後任者を選任するとし、任期は前任者の残りの期間とする。

本部員規則は、部員の総意に基づき変更することができ、部長、監督の承認を得る。

以上